

安曇野市公共施設再配置計画基本方針

平成 27 年 2 月

安 曇 野 市

目 次

はじめに	1
1. 「公共施設等再配置計画」策定に向けて	2
2. 公共施設等の現況と再配置計画対象施設	
(1) 公共施設等の現況（建物面積と敷地面積）	2
(2) 再配置計画対象施設	3
(3) 公共施設等の分類	3
3. 公共施設が抱える課題	
(1) 公共施設等ストックの適正規模化	4
(2) 限られた財源での公共施設サービスの維持	5
(3) 公共施設等利用における安全・安心の確立	9
(4) 人口減少に伴う公共施設等ニーズの減少化	10
4. 公共施設再配置計画の方針と組織体制	
(1) 施設（事業）の性質からの検討方針	13
(2) 施設の老朽度と利用度からの検討方針	21
(3) コミュニティ施設、他利用・未利用施設の方針	23
(4) 再配置計画推進のための組織体制	24

はじめに

安曇野市の公共施設は、その多くが合併前からの施設で、用途や目的が重複している施設が存在しています。また、現在の施設の多くは、近年中に耐用年数に達し、更新の時期を一斉に迎えます。市が行った財政シミュレーションでは、全ての施設を維持していく事が困難であることが明らかになっています。このことから、限られた財源を有効に活用し、行政サービスを維持していくために「公共施設再配置計画」策定を進めています。

これまでに、庁内メンバーにより平成 26 年 3 月に作成された「公共施設再配置計画基本方針（素案）」に幅広い方面からの意見、提言をいただくことを目的に、市外有識者からなる「安曇野市公共施設評価専門委員会」による評価検証を実施しました。

委員会では、基本方針で示している「選択性」と「市場性」からの区分や、「躯体余命」と「施設利用度」により、施設総量を圧縮していく考え方や、計画推進のための組織体制について評価検証をしていただき、その結果、基本方針の内容については、概ね妥当であるとの答申をいただきました。

他方、委員会では、市の現状や将来予想から、施設の圧縮は避けられないと判断した上で、今後取組んでいく計画策定にあたって配慮する点について、いくつかの提言をいただいています。

一つとしては、委員会では当初、教育施設は統廃合の対象外と考えていましたが、検証過程での財政シミュレーションの結果、教育施設も含めたすべての施設を対象にしないと財政目標への到達は難しいという判断に達しました。計画策定においては、学校の空き教室利用や、学区の見直し、小中一貫校などの検討が必要である提言をいただきました。その他の提言につきましては、別添の「答申書」のとおりです。

今後は、この基本方針に沿った内容で各施設の評価を進めていくこととなりますが、計画策定にあたっては、委員会からの答申内容を配慮しつつ、計画策定を進めていきます。

1. 「公共施設等再配置計画」策定に向けて

本市は、平成17年10月1日に3町2村による新設合併（対等合併）により誕生しました。合併に当たっては、それぞれが執行してきた事務事業の調整は図られたものの、公共施設等の調整は行われず、各町村が保有していたもの全てが新市に引き継がれました。そこで、これらの設置目的や建物情報等を詳らかにすることが求められたことから、「安曇野市公共施設白書」を作成し平成25年4月に公表しました。

白書作成により、公共施設等が抱える課題が明らかになったことから、より効果的・効率的な施設経営の実現を「公共施設の再配置」と定義し、これらの課題解決に向け検討を進めます。

検討に際しては、推計による将来人口の減少など行政経営を取り巻く環境等を考慮したうえで、公共施設等のあり方を抜本的に見直すため「公共施設等再配置計画」の策定を進めていきます。

本書では、公共施設等再配置計画の策定に先立ち、公共施設等が抱える課題を整理しながら、課題解決に向けた基本的な方針を示します。

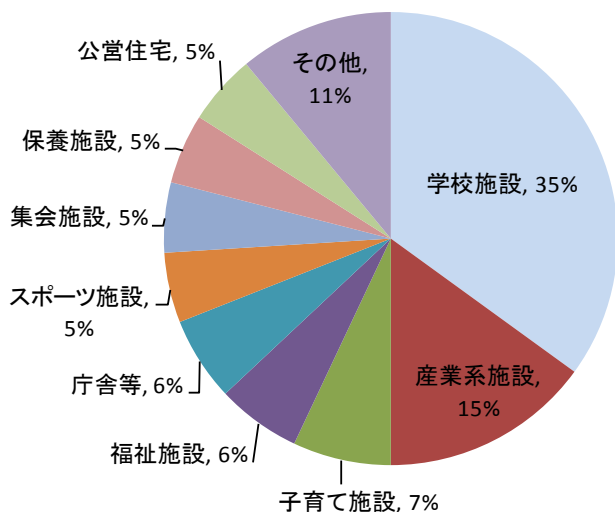
2. 公共施設等の現況と再配置計画対象施設

(1) 公共施設等の現況（建物面積と敷地面積）

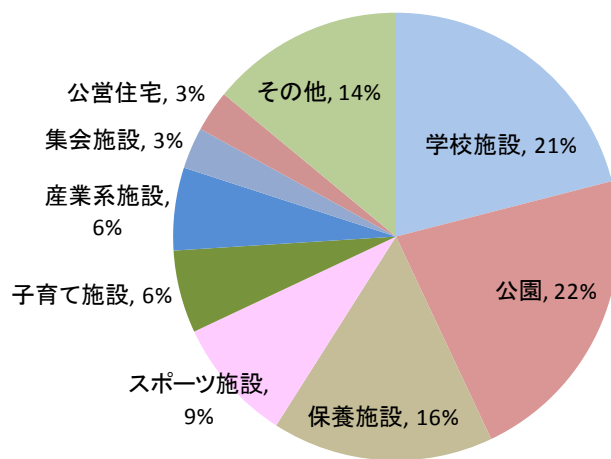
本市が保有する公共施設等は、385施設、1,076棟、延べ床面積約43万5千㎡となっています。延べ床面積が多い施設は、学校施設が約15万2千㎡（全体の約35%）、次いで農産物直売所、農産物加工施設、堆肥製造施設、トマト栽培施設等の産業系（農業関連）施設が約6万6千㎡（全体の約15%）となっており、これら施設で全体の約50%を占めています。この産業系（農業関連）施設の割合が高いことは、本市の特徴となっています。【グラフ1】

公共施設の土地保有面積は、約277万㎡となっており、保有面積が多い施設は、公園が約61万㎡、学校教育施設が約58万㎡で、両施設合わせると全体の約43%を占めています。【グラフ2】

【グラフ1】用途別建築面積の内訳



【グラフ2】用途別用地面積の内訳



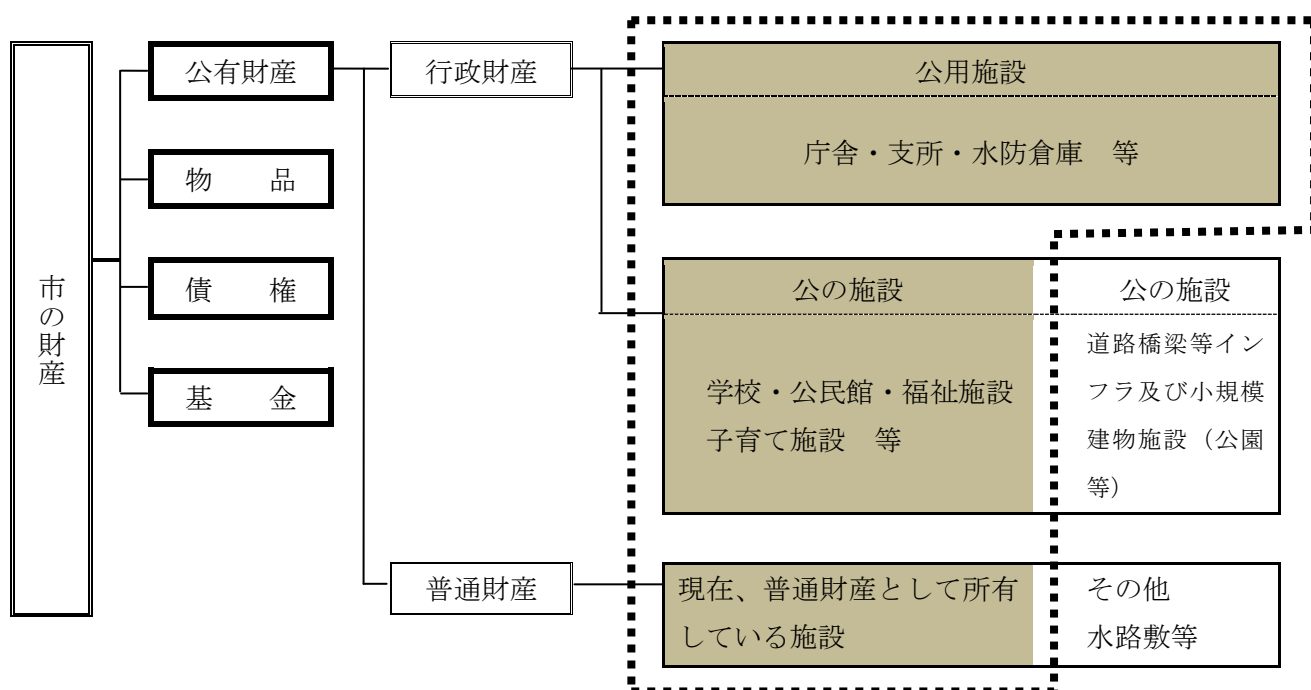
(公共施設白書より)

(2) 再配置計画対象施設

再配置計画の対象とする施設は、本市が保有する「公用施設」、「公の施設」、道路・橋梁・上下水道等の「インフラ施設」及び「普通財産」のうち、インフラ施設については、別途計画を定めて対応していることから本白書では対象外とし、「公用施設」、「公の施設」及び「普通財産」の中で、建物のある 271 施設、911 棟、延べ床面積 428,857.61 m²を対象としました。【図 1】

なお、トイレ、あずまや等の小規模建物しかない「公の施設(公園、駐車場、マレットゴルフ場等)」は除外しました。

【図 1】



(3) 公共施設等の分類

公共施設等再配置計画の検討にあたっては、対象施設の目的・用途別に次のとおり分類して検討を進めます。

施設分類	主な施設
学校教育施設	小学校 中学校 給食センター 教員住宅
生涯学習施設	美術館 博物館 資料館 交流学習センター 公民館 図書館 スポーツ施設 その他生涯学習施設
その他の教育施設	人権教育集会所 青少年集会施設
庁舎等	本庁舎等
福祉施設	地域福祉施設 高齢者福祉センター等 高齢者デイサービスセンター 障害者支援施設 障害者就労支援施設 社会就労センター 障害者集会施設
子育て施設	保育園 児童館 幼稚園
健康づくり施設	保健センター 入浴施設
商工観光施設	商工施設 職業相談所 観光施設 宿泊施設 その他観光施設

農業施設	農産物加工施設 農産物直売所 農業体験施設 堆肥製造施設 トマト栽培施設 新規就農者住宅 その他農業施設
公営住宅	公営住宅
環境関連施設	リサイクルセンター 処理場 最終処分場
防災関連施設	防災倉庫 水防倉庫
コミュニティー施設	指定管理者の管理による施設 区等の管理による施設
未利用・他利用施設	他目的利用施設 未利用施設

3. 公共施設等が抱える課題

(1) 公共施設等ストックの適正規模化

本市が保有する公共施設等のほとんどは、合併前の旧町村が住民の福祉向上を目的として整備したものであり、人口規模にかかわらず、独立した自治体として必要な施設を整備してきたものを、合併により全てを新市に引き継いだことから、同じような機能を持つ複数の施設を保有しています。

【複数保有する主な施設】

施設名	旧町村名					合計	K市
	豊科町	穂高町	三郷村	堀金村	明科町		
小学校	3	3	1	1	2	10	10
中学校	2	2	1	1	1	7	5
給食センター	1	1	1	1	0	4	2
教員住宅（戸）	26	38	17	10	14	105	0
美術館・博物館・資料館	4	3	2	2	1	12	2
公民館等	1	1	1	1	1	5	3
図書館	1	1	1	1	1	5	1
スポーツ施設	5	3	3	2	1	14	3
高齢者福祉センター等	1	1	1	0	1	4	1
高齢者サービスセンター	1	1	1	1	1	5	1
障害者就労支援施設	1	1	1	1	1	5	1
社会就労センター	1	1	1	0	1	4	0
保育園（幼稚園含む）	6	6	4	1	2	19	24
児童館	3	3	1	1	1	9	3
保健センター	1	1	1	1	1	5	1
宿泊施設	1	3	1	3	2	10	0
農産物加工施設	1	1	1	1	1	5	0
農産物直売所	2	1	2	1	1	7	0
公営住宅（戸）	99	140	35	12	54	340	152

※K市は、中京圏の人口 99,730 人（H22 年国勢調査）の市（合併等行っていない市）

合併を経していない人口規模が同程度の自治体と比べると、複数保有する施設が多くあり、宿泊施設や農産物直売所等の産業系関連施設を多く保有している事が本市の特徴であります。

現状の公共施設が、総合計画に掲げる施策目標を達成するために欠かせない施設であるか、或いは行政が今後も担っていく必要がある施設なのか等について、早急に検討を行っていく必要があります。

(2) 限られた財源での公共施設サービスの維持

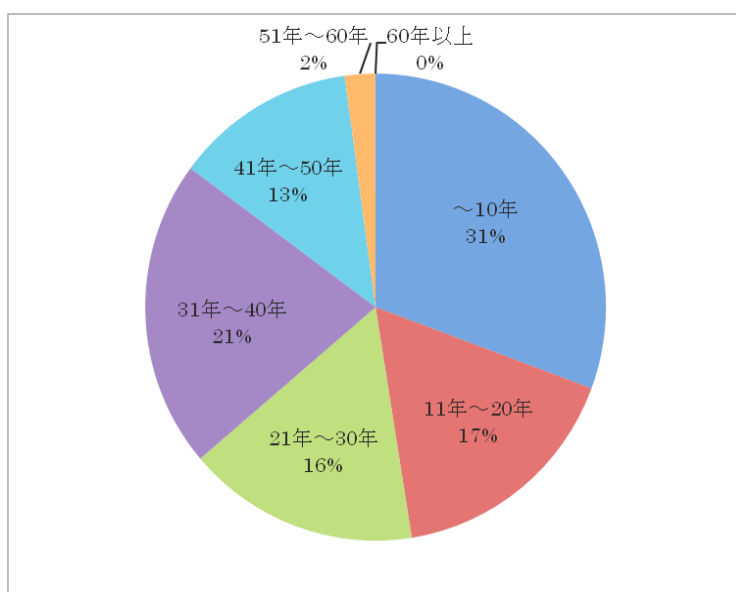
① 公共施設等ストックの老朽化

築年別にみる公共施設等ストックは下表のとおりであり、昭和40年台以降の建築で築30年～50年を経過する建物が全体の約3分の1を占めています。【グラフ3】(公共施設白書より)

今後10年程で更新時期を迎える施設が目立つようになり、更新するのか、或いは廃止するのかなどの判断が求められます。

建築年数	床面積(m ²)	割合(%)
～10年	131,515.65	30.67
11年～20年	72,148.66	16.82
21年～30年	69,749.86	16.26
31年～40年	91,847.11	21.41
41年～50年	54,438.11	12.70
51年～60年	9,088.22	2.12
60年以上	70.00	0.02

【グラフ3】 建築年数別床面積の内訳

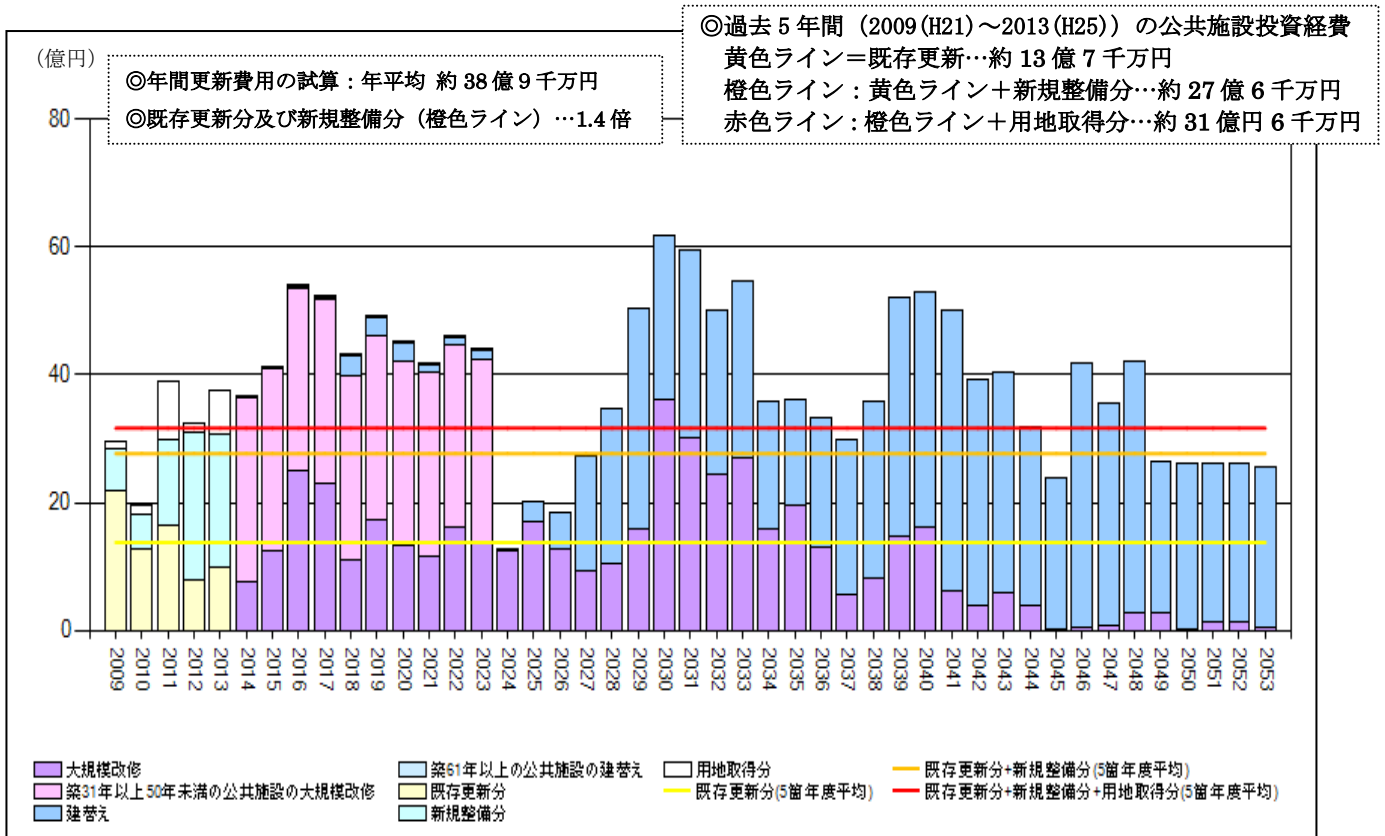


② 建替え等による更新費用の推計

本市が保有する施設すべてを同規模で維持しながら、耐用年数経過後に同規模で建て替えるものと想定した場合の平成26(2014)年度以降40年間に必要なコストを試算しました。

その結果、公共施設の維持、更新に要する年平均額は、平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの5年間の投資的経費の平均を遥かに上回る費用が必要となります。【グラフ4】

【グラフ4】 公共施設等の将来の更新費用推計



※更新費用推計の試算方法

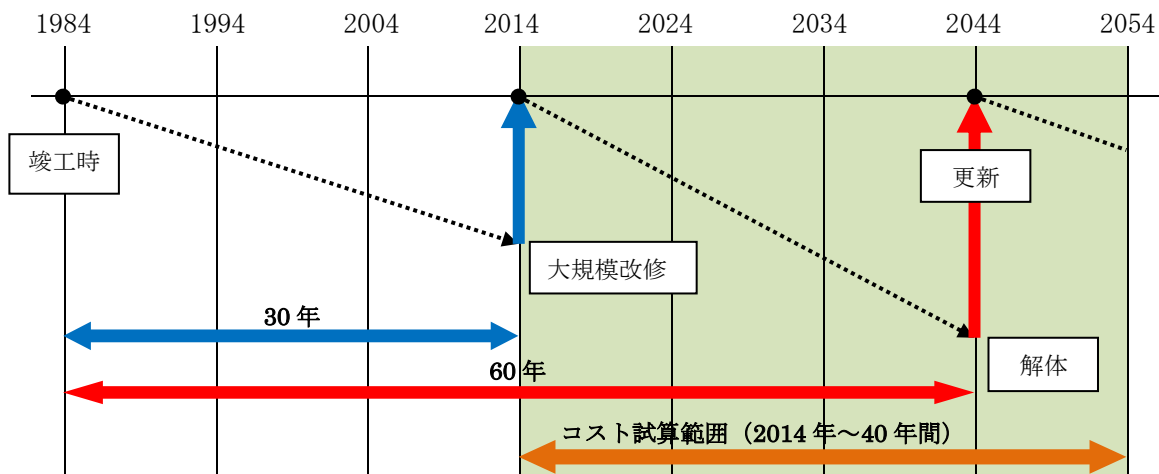
財団法人地域総合整備財団「公共施設マネジメント推計ソフト」を使用し、更新費用は整備年度ごとの床面積（㎡）に財団法人自治総合センター「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する研究報告書」の更新費用単価を掛けた。

※推計のための条件設定

計画的な維持管理を前提に、標準的な建物の耐用年数を60年とし、建築後30年で大規模改修を、その後30年が経過した段階で建替えとした。

コスト試算の範囲は、2014年から40年間とした。【図2】

【図2】 施設の改修・建替え時期イメージ



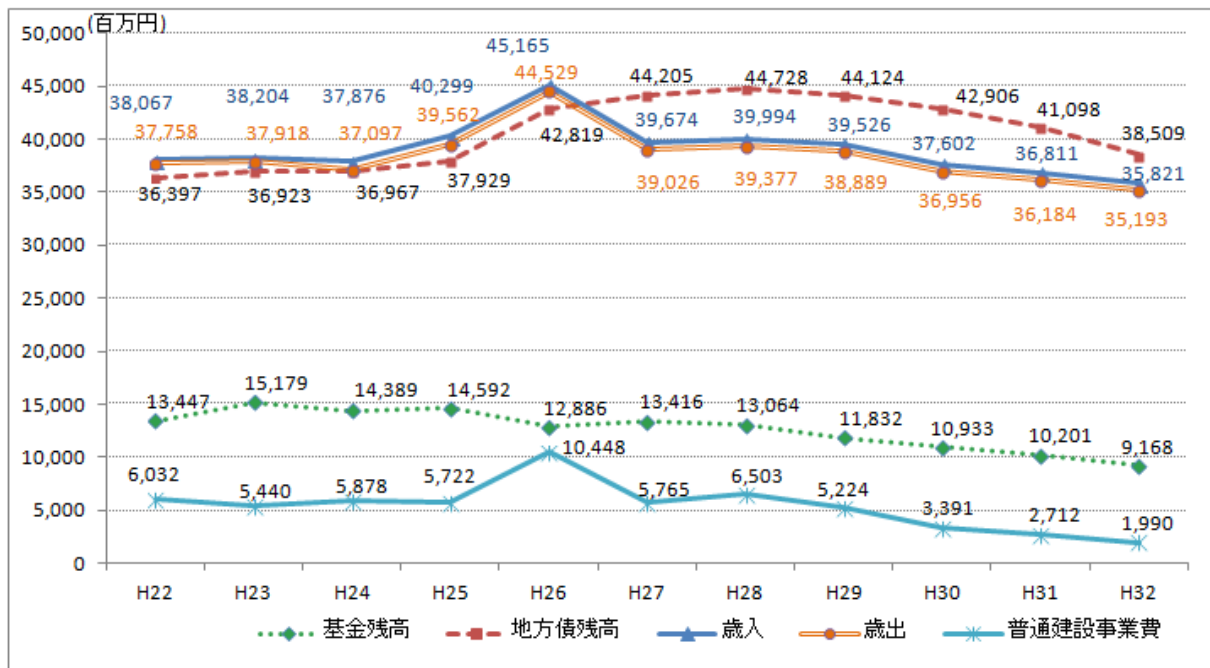
③ 財政計画（平成 26 年度から平成 32 年度）

歳入予算規模は、平成 26（2014）年度の 451 億 6 千万円をピークとし、平成 32 年度には 358 億 2 千万円に減少していくと予想され、歳出予算規模は、平成 26 年度の 445 億 2 千万円をピークとし、平成 32 年度には 351 億 9 千万円に減少すると見込まれています。

これは、安曇野市まちづくり計画に基づく公共施設の整備に活用している合併特例事業債*¹の活用期限（法改正前）と、普通交付税*²算定の特例となる「合併算定替*³」の措置が、合併後 10 年間の特例期間に続き、5 年間の経過措置を経ながら段階的に減額されることを見込んだ計画となっています。

公共施設整備に係わる普通建設事業費*⁴については、実施計画に係る事業費及び通常ベースの事業費を見込み算出しており、合併特例債発行期限（改正前）の平成 26 年度までは伸びていきますが、平成 27 年度以降は急激に減少し、平成 32 年度には 19 億 9 千万円まで縮小する計画となっています。【グラフ 5】

【グラフ 5】 財政計画



築年別の公共施設等ストックの現状（P 4 【グラフ 3】）から、公共施設等の 3 分の 1 以上の建物が築 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいる事が分かります。

この老朽化が進む施設の大規模改修や更新に係る費用を推計（P 5 【グラフ 4】）すると、平均して年間約 38 億 9 千万円となります。

一方財政計画（P 6 【グラフ 5】）では、平成 32 年の普通建設事業費を約 19 億 9 千万円としていることから、現在保有する全ての施設の大規模改修費用や更新費用を確保していく事は、困難であることが明確になりました。

少子高齢・人口減少時代にあつて、限られた財源を有効に活用し公共施設サービスを維持することが必要となります。

- *1：合併特例事業債（合併特例債）・・・合併した自治体が、合併後 10 年間で発行できる債券(借金)で、事業費の 95%に充てることことができる。借金のうち 7 割は国が負担し、自治体の直接負担額は事業費の 3 割程度となる。なお、平成 24 年に法律が改正され、合併後 15 年間に延長された。
- *2：普通交付税・・・自治体間において、行政サービスに極端な差が出ないように、財政力が乏しい自治体に対して、国から配分される。
- *3：合併算定替・・・合併した自治体に対しての交付税の優遇措置。合併から 10 年間は旧市町村が存在するものとして、各自自治体分を合計した交付税が配分される。11 年目から 5 年かけて段階的に減らされ、16 年目から完全一本化される。
- *4：普通建設事業費・・・道路、橋りょう、学校、保育所、庁舎などの公共施設・公用施設の建設事業に必要とされる投資的な経費。

※参考「公共施設解体撤去費用に特例債」

国では、平成 26 年度から公共施設の解体撤去費用を地方債で賄うことを認めることとしました。これは、少子高齢化に伴い児童・生徒の減少により統廃合となり使用されなくなった学校や、市町村の合併により不要となった庁舎等について、多額の撤去費用がかかるために放置され、防犯・防災・景観面等で問題になるケースが全国的に見受けられことや、高度経済成長期に続々と建てられた施設がこれから一斉に老朽化し、撤去が必要になることによる財政負担の増加が予想されることから、自治体における経費の平準化を図り、解体撤去等を促進するための措置です。

地方債の活用には、自治体の財政状況、人口動態予測等を踏まえた公共施設の将来見通しや、更新、長寿命化に関する基本的な考え方を示した「総合的な管理を進めるための計画」を策定する必要があります。

地方債の使用に際して義務付けられる「総合的な管理を進めるための計画」は、本市が現在進めている「公共施設等再配置計画」に相当するものであり、今後、財政面の検討を行っていく上でも重要な計画となります。

(3) 公共施設等利用における安全・安心の確立

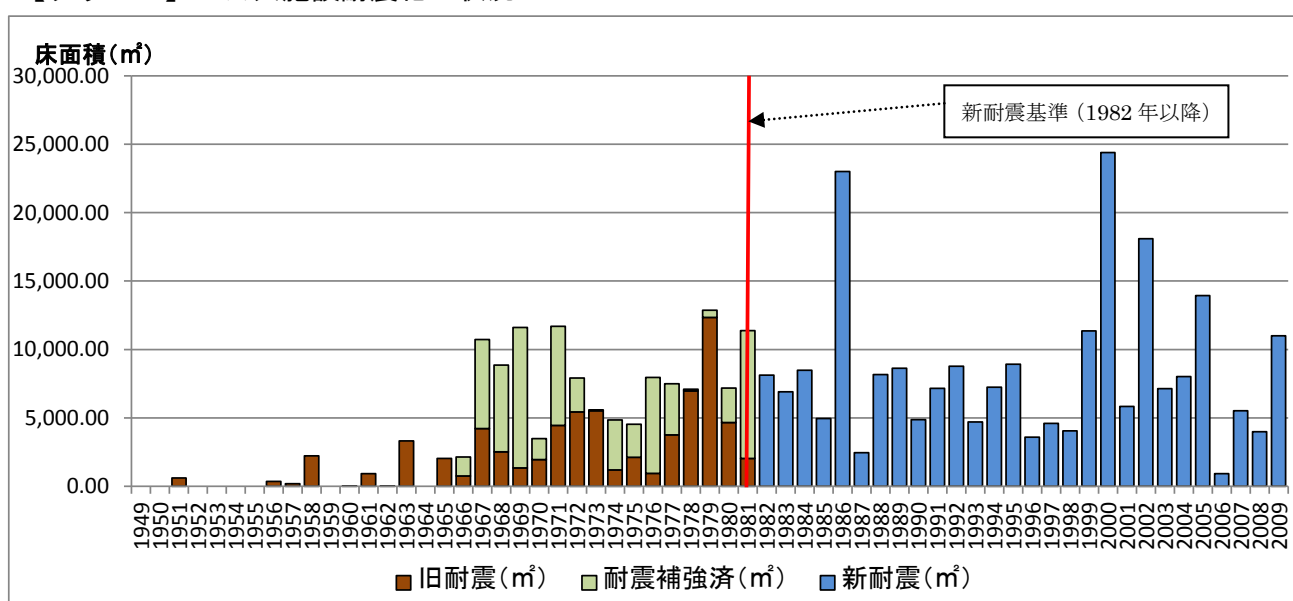
本市が保有する建物のうち、旧耐震基準で建設された施設は約 15 万㎡（約 34%）、新耐震基準で建設された施設は約 28 万 5 千㎡（約 66%）となっています。

旧耐震基準で建設された施設の内、耐震化工事が済んでいる施設は、約 7 万 7 千㎡（約 51%）残りの約 7 万 3 千㎡（約 49%）が耐震化工事未実施となっており、耐震化工事が未実施の施設は、全体の公共施設等の約 17%に当たります。

旧耐震基準で建築され、耐震化工事が実施された施設は、主に昭和 41（1966）年度以降に建築された学校教育施設であり、それ以外の施設では、耐震化未実施の施設が多くなっています。

【グラフ 6】（公共施設白書より）

【グラフ 6】 公共施設耐震化の状況



建築から、相当な年数が経過しているものの、耐震補強工事等を施さずに市民の利用に供している公共施設等があります。過去の大地震においても耐震補強工事の効果は明らかとなっており、自治体はその危険性を認識しつつ、公共施設等を市民の利用に供し続けることは、避けなければなりません。

市民等が利用する施設では、常に安全性を確保することが欠かせないことから、「安全・安心」の観点から公共施設等の再配置を検討する必要があります。

(4) 人口減少に伴う公共施設等ニーズの減少化

① 施設稼働率

施設稼働率並びに施設に付随する貸館（室）部分の稼働率が50%以下の施設については、下表のとおりとなっている。（公共施設白書 H21～H23 平均）

【施設稼働率】

施設名称	稼働率(%)
臼井吉見文学館	17.09
三郷民俗資料館	7.75
堀金歴史民俗資料館	17.74
明科歴史民俗資料館	36.06
交流学习センター「きぼう」	48.00
豊科公民館	40.50
穂高公民館	19.34
三郷公民館	26.99
堀金公民館	16.93
明科公民館	20.69
豊科町通り人権教育集会所	12.51
豊科解放会館	1.10
穂高人権教育集会所	6.85
堀金人権教育集会所	2.28
豊科身体障害者会館	26.93
明科産業会館	26.30
須砂渡憩いの森オートキャンプ場	34.26
須佐渡キャンプ場	42.10
かじかの里公園	21.92
ビレッジ安曇野（客室）	46.57
啼鳥山荘	45.99
穂高農産物加工所	46.59
明科農産加工施設	17.89
西穂高会館	16.40
離山会館	15.34
穂高農村景観活用交流施設	24.47
南小倉林業研修センター	46.39
小田多井交流センター	46.62

【貸館(室)部分稼働率】

施設名称	稼働率(%)
豊科近代美術館	18.17
明科子どもと大人の交流学习施設	13.59
穂高鐘の鳴る丘集会所	4.60
豊科ささえあいセンター	17.98
豊科ふれあいホール	21.74
明科福祉センター	13.38
豊科保健センター	8.95
明科保健センター	9.45
まちづくり会館	5.00
穂高勤労者福祉センター	33.33
三郷農村環境改善センター	43.50

合併前の旧町村時代から総合計画に掲げた施策目的を達成するための手段として公共施設等を整備してきましたが、現在では利用率が低調な施設や使われずにいる施設も見受けられます。

これは、施設整備後年数が経過する中で、社会経済状況やライフスタイルの変化により、すでに施設整備当時の目的を達成し、或いは施設が現在の需要（ニーズ）とかけ離れてしまったことが原因であると考えられます。

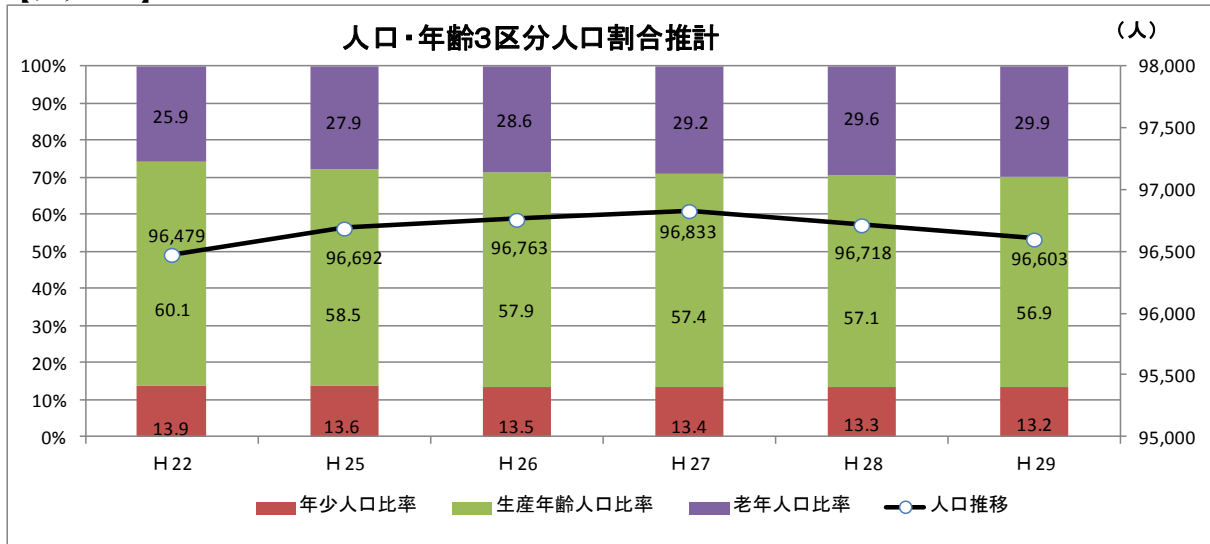
利用率や利用者数が低下しているからと言って、直ちにその施設が不要であるとは言えないものの、公共施設を保有するという事は、即ち市がなんらかの財政負担を負うことであることから、すでに目的を達成し、現在の目的と施設の実態とがかけ離れてしまった施設のあり方について検討が必要であります。

② 将来人口推計

合併時の人口は 96,266 人、世帯数 32,743 世帯でした。平成 22 年の国勢調査では、人口 96,479 人、世帯数 34,185 世帯と合併時より若干増加していますが、平成 24 年度に策定した総合計画「後期基本計画」の際に行った人口推計では、平成 27 年をピークに減少に転じていくと推計されています。

人口構成は、65 歳以上の老年人口の占める割合（高齢化率）が平成 22 年には 25.9%となり、超高齢社会に入っています。今後も高齢化が進み、平成 29 年には高齢化率が 29.9%となる一方で、生産年齢人口比率は、平成 25 年には 60%を割り込むと推計され、年少人口比率も年々減少していくと推計されています。【グラフ 7】

【グラフ 7】



今後、人口減少時代を迎える中では、公共施設等利用に対するニーズは、全体的に減少するものと考えられます。ただし、人口減少に並行し人口構成も変化してきますので、少子高齢という人口構成の特徴と公共施設等ニーズの増減を整理し、公共施設等の再配置を検討する必要があります。

なお、本市の推計は平成 29 年までですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によるとその傾向がより顕著であることが分かります。

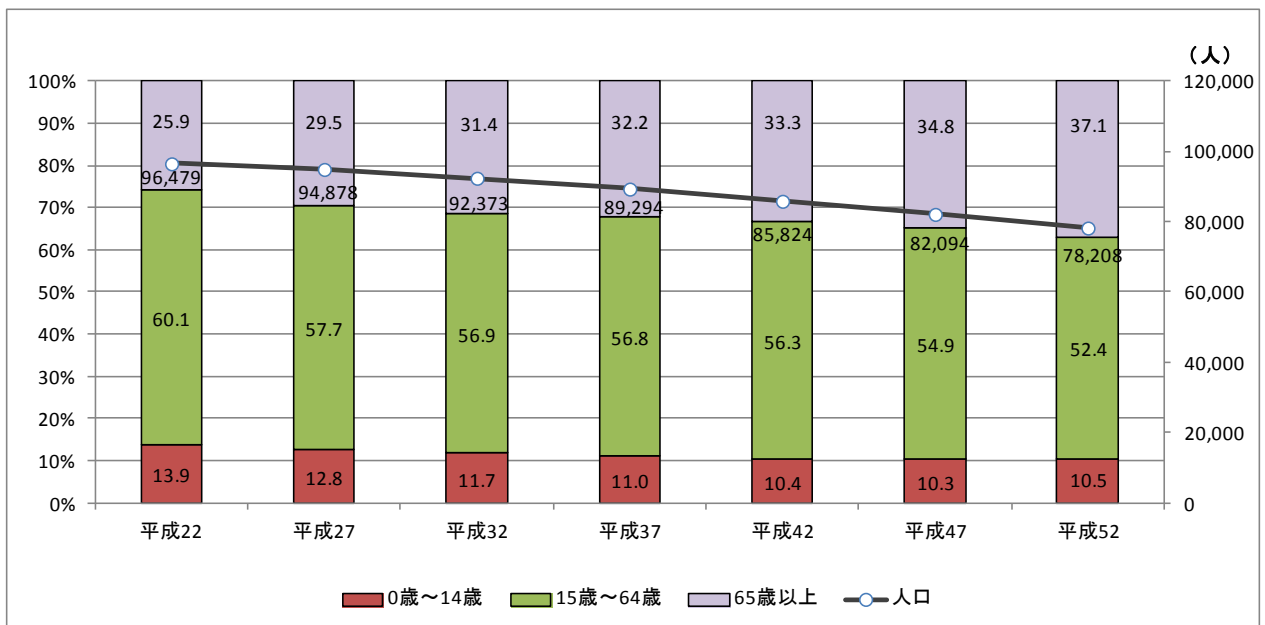
※ 国立社会保障・人口問題研究所における推計人口

この推計は、平成 25 年 3 月 1 日現在の 1 県（福島県）および 1,799 市区町村（東京 23 区および 12 政令市の 128 区と、この他の 764 市、715 町、169 村）を対象とし、平成 22（2010）年～平成 52（2040）年における市区町村別の将来人口推計の結果をとりまとめたものです。

その結果、本市の人口は、平成 22 年の 96,479 人から減少を続け、平成 52 年には 78,208 人になるものと推計されています。【グラフ 8】

総人口指数は、平成 22 年（2010）を 100 とした場合、平成 52 年（2040）は、81.1 となり、年少人口は 13,431 人から 8,204 人に、生産年齢人口は 58,024 人から 40,972 人となる一方で、老年人口は 37,861 人から 45,772 人に増加すると推計されています。

【グラフ 8】 国立社会保障・人口問題研究所人口と 3 世代人口の推移



4. 公共施設再配置計画の方針と組織体制

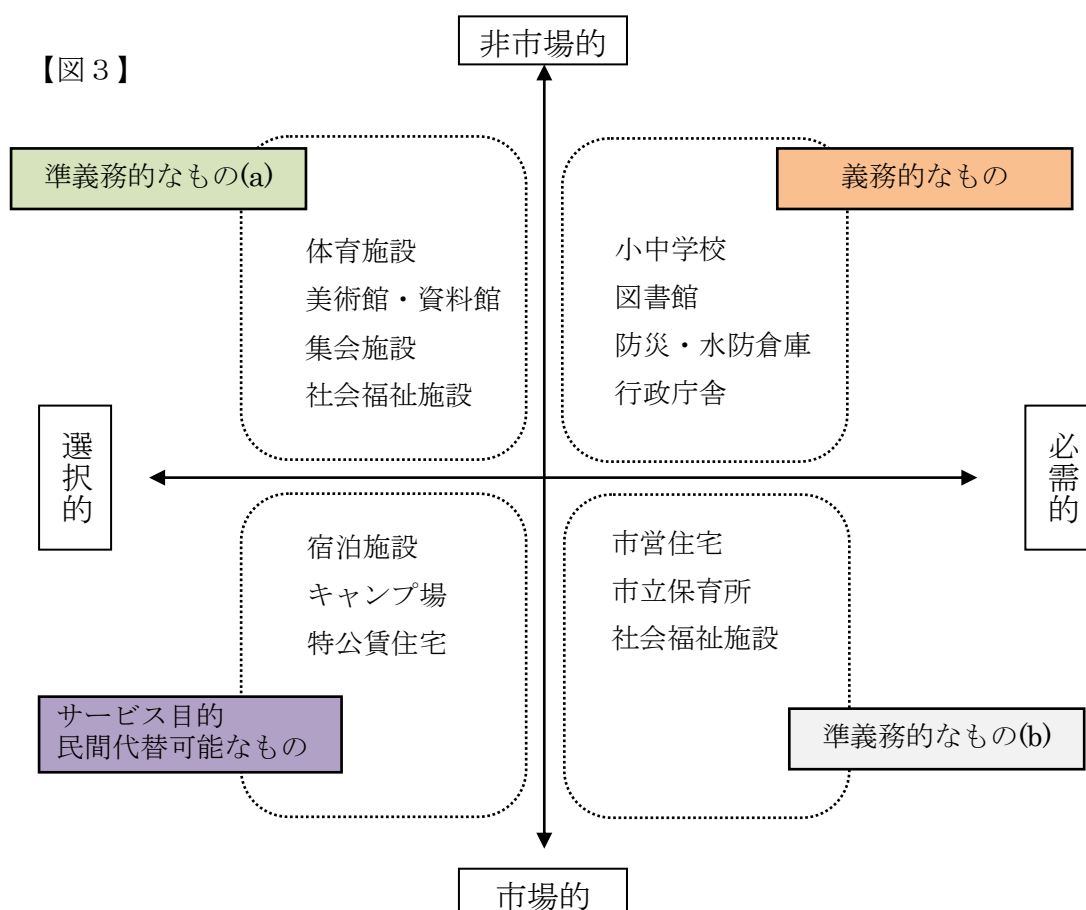
本市を取巻く環境や公共施設等が抱える現状と課題を踏まえると、各施設（機能）別に「存続」「統合・集約」「廃止・移管」等施設経営方針を検討し、その数・規模ともに「圧縮」しながら、多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう公共施設等の再編を進め、行政サービスの質的向上を図っていく必要があります。

そこで、対象施設全てについて、次に掲げる方針に基づき総合的に検討を行いながら、公共施設の再配置計画を策定し、より効率的・効果的な維持・管理・運営を図るとともに、計画の実現に向けた体制づくりを進めることとします。

なお、公共施設経営においては、安全・安心を最優先とし、再配置計画策定前であっても、利用者の安全が確保できない建物（耐震補強工事等必要な建物）については、その利用を一時停止するなどの措置を講じ、早急に課題解決にあたることとします。

(1) 施設（事業）の性質からの検討方針

○行政評価（事務事業評価）における「妥当性*5」に着目し、公共施設が持つ性質である「選択性」と「市場性」から、ポートフォリオ【図3】により検証を行う。



*5 「これまで実施してきた事業である」という固定概念にとらわれず、「誰が実施主体でやるべきか」「実施しない場合の影響」「今やる必要があるか」等の視点で事業をチェックし、最終的に市がやるべき事業であるか検証を行う。

○義務的なもの [必需的・非市場的]

施設の性質	法律等により施設設置が義務付けられ、ほとんどの市民に対してサービスを提供する「必需的」な施設であり、民間ではサービスの提供がされにくい「非市場的」な施設。
経営方針	今後も施設を持ち続けながら積極的に経営を行っていく。 ただし、少子高齢・人口減少等により利用者の減少や形態の変化に対応しながら、適正な規模としていくための検討は行う。

○準義務的なもの(a) [選択的・非市場的]

施設の性質	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするために、特定の市民に利益を供与する「選択的」な施設であるが、民間ではサービスの提供がされにくい「非市場的」な施設。
経営方針	市民ニーズを把握しながら適正規模とし、利用率等の検証により施設の統合・集約の検討を行う。

○準義務的なもの(b) [必需的・市場的]

施設の性質	多くの市民にサービスを提供する「必需的」な施設であるが、民間でもサービスの提供がされており、代替えの民営施設が存在する「市場的」な施設。
経営方針	施設運営の民営化や、民間にサービスの提供を委ねるなど民間活力の導入を積極的に進めることを検討していく。

○サービス目的 (民間代替え可能) [選択的・市場的]

施設の性質	特定の市民に利益を供与する「選択的」な施設で、民間でもサービスが提供される「市場性」が高い施設。
経営方針	民間が提供するサービスと競合する分野であることから、積極的に民間企業等に業務を委ねていくこととし、施設等については、関係団体・企業等に譲渡等を行っていく。民間参入により余剰となった施設については、用途変更等有効活用を検討し、活用が図られない施設については関係団体や民間企業等への貸付・売却等について検討する。

※サービスの選択性と市場性による区分

区分	公共施設白書における分類		
義務的	学校教育施設	小学校 給食センター	中学校
	その他の教育施設	人権教育集会所	
	生涯学習施設	図書館 博物館	公民館等
	健康づくり施設	保健センター	
	防災関連施設	防災倉庫	水防倉庫
	環境関連施設	処理場	
	庁舎等	本庁舎等	
準義務的	福祉施設	地域福祉施設 高齢者デイサービスセンター 障害者就労支援施設 障害者集会施設	高齢者福祉センター等 障害者支援施設 社会就労センター
	健康づくり施設	入浴施設	
	子育て施設	保育園 幼稚園	児童館
	学校教育施設	教員住宅	
	環境関連施設	リサイクルセンター	最終処分場
	商工観光施設	商工施設 その他の観光施設	職業相談施設
	生涯学習施設	美術館・資料館 交流学習センター	スポーツ施設 その他の生涯学習施設
	その他の教育施設	青少年集会施設	
	コミュニティー施設	指定管理者の管理による施設	区等の管理による施設
	農業施設	新規就農者住宅	その他農業施設
公営住宅	公営住宅（一般）		
サービス目的	商工観光施設	観光施設 その他の観光施設	宿泊施設
	農業施設	農産物加工施設 農業体験施設 トマト栽培施設	農産物直売所 堆肥製造施設
	公営住宅	公営住宅（特公賃）	
*6	未利用・他目的施設	他目的利用施設	未利用施設

*6：利用していない施設や当初の目的が終了し、他の利用に供している施設である事から、どの分野にも該当しない。

再活用等の検討を行い、活用の見込みのない施設は売却等を行っていく。

※サービスの選択制と市場性による区分（詳細）

義務的なもの [必需的・非市場的]			
小学校	豊科南小学校 豊科北小学校 豊科東小学校 穂高南小学校 穂高北小学校 穂高西小学校 三郷小学校 堀金小学校 明南小学校 明北小学校	公民館	豊科公民館 穂高公民館 三郷公民館 堀金公民館 明科公民館(複合施設)
		博物館	豊科郷土博物館
		資料館	穂高郷土資料館 三郷資料倉庫(旧資料館) 堀金資料倉庫(旧資料館) 明科歴史民俗資料館(解体予定)
中学校	豊科南中学校 豊科北中学校 穂高東中学校 穂高西中学校 三郷中学校 堀金中学校 明科中学校	保健施設	豊科保健センター 穂高保健センター 三郷保健センター 堀金保健センター 明科保健センター
		防災倉庫	上原建設課倉庫 資材センター(温防災倉庫) 除雪基地・水防倉庫(堀金) 明科防災倉庫
		水防倉庫	水防倉庫(真々部) 水防倉庫(高家) 水防倉庫(上川手) 水防倉庫(南穂高) 水防倉庫(貝梅) 水防倉庫(下押野)
		処理場	穂高生活雑排水浄化処理場 柏原団地浄化処理場 アルプス団地浄化槽
給食センター	中部学校給食センター 北部学校給食センター 南部学校給食センター 堀金学校給食センター		
人権教育集会所	豊科町通り人権教育集会所 豊科解放館 穂高人権教育集会所 堀金人権教育集会所 明科学習センター		
図書館	豊科図書館 中央図書館 三郷図書館 堀金図書館 明科図書館	本庁舎等	安曇野市役所本庁舎 安曇野市役所豊科庁舎(解体予定) 安曇野市役所穂高庁舎 安曇野市役所三郷庁舎 安曇野市役所堀金庁舎 安曇野市役所明科庁舎(複合施設)

準義務的なもの(a) [選択的・非市場的]			
地域福祉施設	豊科ささえあいセンター	美術館・資料館	飯沼飛行士記念館 貞享義民記念館 臼井吉見文学館 福武直記念館
高齢者福祉センター等	ふれあいホール 穂高老人福祉センター 三郷福祉センター 明科福祉センター	スポーツ施設	豊科南社会体育館 豊科武道館柔道場剣道場 豊科弓道場 豊科勤労者総合スポーツ施設 穂高総合体育館 牧体育館 三郷社会体育館(三郷中学校内) 三郷文化公園 堀金総合体育館 堀金多目的屋内運動場 明科体育館 豊科屋内ゲートボール場 三郷屋内ゲートボール場 穂高プール
障害者支援施設	ひめこぶしの家		
障害者就労支援施設	穂高わたぼうし 三郷すみれの郷 明科ふきぼこの家		
社会就労センター	豊科社会就労センター・豊科身体障害者小規通所授産施設 豊科社会就労センター上川手分場 穂高社会就労センター 三郷社会就労センター 明科社会就労センター		
障害者集会施設	豊科身体障害者会館	美術館 記念館	豊科近代美術館 高橋節郎記念美術館 田淵行男記念館
児童館	豊科中央児童館 南穂高児童館 高家児童館 穂高西部児童館 穂高中央児童館 穂高北部児童館 三郷児童館 堀金児童館 明科児童館	交流学习センター	豊科交流学习センター 穂高交流学习センター 明科子どもと大人の交流学习施設
商工施設	まちづくり会館 勤労者福祉センター 明科産業会館	その他の生涯学習施設	穂高陶芸会館 礪山公園体験学習施設
職業相談施設	地域職業相談室	青少年集会施設	穂高鐘の鳴る丘集会所
その他の観光施設	道の駅情報交流室・公衆便所 天蚕センター	指定管理者の管理による施設	有明会館 西穂高会館 離山会館 穂高農村景観活用交流施設・矢原農村公園 古厩農村集落多目的共同利用施設 三郷総合営農センター 南小倉林業研修センター 小田多井交流センター
区等の管理による施設	踏入地区公民館 大門公民館	新規就農	三郷新規就農者住宅(旧小倉駐在所)

富田公民館 柏原千国地区集会所 倉田構造改善センター 原公民館 荻原地区公民館 押野集会施設 旧矢ノ沢分教場(矢ノ沢公民館)	者住宅	三郷新規就農者住宅(小倉新設) 三郷新規就農者住宅(及木)
	その他農業施設	三郷農村環境改善センター 小倉多目的研修集会施設

準義務的なもの(b) [必需的・市場的]				
教員住宅	本村教員住宅	保育園	豊科保育園	
	宮南教員住宅		豊科南部保育園	
	豊科南中教員住宅		南穂高保育園	
	豊科南中校長住宅		たつみ保育園	
	豊科南小校長住宅		アルプス保育園	
	東小・田沢教職員住宅		上川手保育園	
	旭町教職員住宅(校長住宅)		有明の森保育園	
	上原北教職員住宅		有明あおぞら保育園	
	上原北教職員住宅(校長住宅)		西穂高保育園	
	上原教職員住宅		北穂高保育園	
	柏矢町教職員住宅(校長住宅)		穂高保育園	
	柏矢町教職員住宅		三郷西部保育園	
	柏原教職員住宅		三郷南部保育園	
	小倉教員住宅		三郷東部保育園	
	下長尾教職員住宅		三郷北部保育園	
	下長尾教職員住宅(校長住宅)		堀金保育園	
	二木教職員住宅		明科南保育園	
	堀金教職員住宅		明科北保育園	
	堀金小学校長住宅		幼稚園	穂高幼稚園
	宮本教職員住宅		リサイクルセンター	豊科リサイクルセンター
細萱教職員住宅	穂高リサイクルセンター			
踏入教職員住宅	明科ストックヤード			
吉野教職員住宅	最終処分場	三郷一般廃棄物最終処分場		
橋爪教職員住宅	入浴施設	湯多里山の神		
橋爪教職員住宅(校長住宅)		穂高ヘルスハウス		
押野教職員住宅		穂高老人保健センター		
公営住宅	田沢団地	障害者就労	豊科たんぼぼ	

(一般)	アルプス団地	支援施設	堀金かえでの家
	追分団地	高齢者デ	豊科デイサービスセンター
	穂高団地	イサービス	穂高デイサービスセンター
	柏原団地	センター	三郷デイサービスセンター
	一日市場団地		堀金デイサービスセンター
	七日市場団地		明科デイサービスセンター
	三田団地		
	柳瀬団地		
	明科団地		
	光団地		
	ファミリー柳瀬		
	本村団地		
	新田西原団地		

サービス目的（民間代替可能）なもの [選択的・市場的]			
観光施設	自然体験交流センター	農産物加工施設	女性研修センター
	須砂渡憩いの森オートキャンプ場		穂高農産物加工所
	安曇野ガラス工房		堀金農産物処理加工施設
	安曇野第2 ガラス工房		明科農産加工施設
宿泊施設	須砂渡キャンプ場	農産物直売所	豊科南部地区産地形成促進施設
	かじかの里公園		プラザ安曇野
	ビレッジ安曇野		Vif 穂高
	しゃくなげ荘		三郷産地形成促進施設
	有明荘	三郷畜産活性化施設	
	大天荘	堀金物産センター	
	ファインビュー室山	安曇野市明科農産物直売加工施設	
	蝶ヶ岳温泉ほりで一ゆ～四季の郷	農業体験施設	こねこねハウス等々力農村公園
	コテージ四季の郷	設	三郷やすらぎ空間施設
	安曇野市堀金観光宿泊施設啼鳥山荘	堆肥製造施設	堆肥センター
長峰山森林体験交流センター	トマト栽培施設	三郷トマト栽培施設	
保養センター長峰荘			
その他の観光施設	冷沢小屋	公営住宅	追分団地
	常念いこいの広場	(特公賃)	ジュネスタの原
	三股小屋(更衣室)		

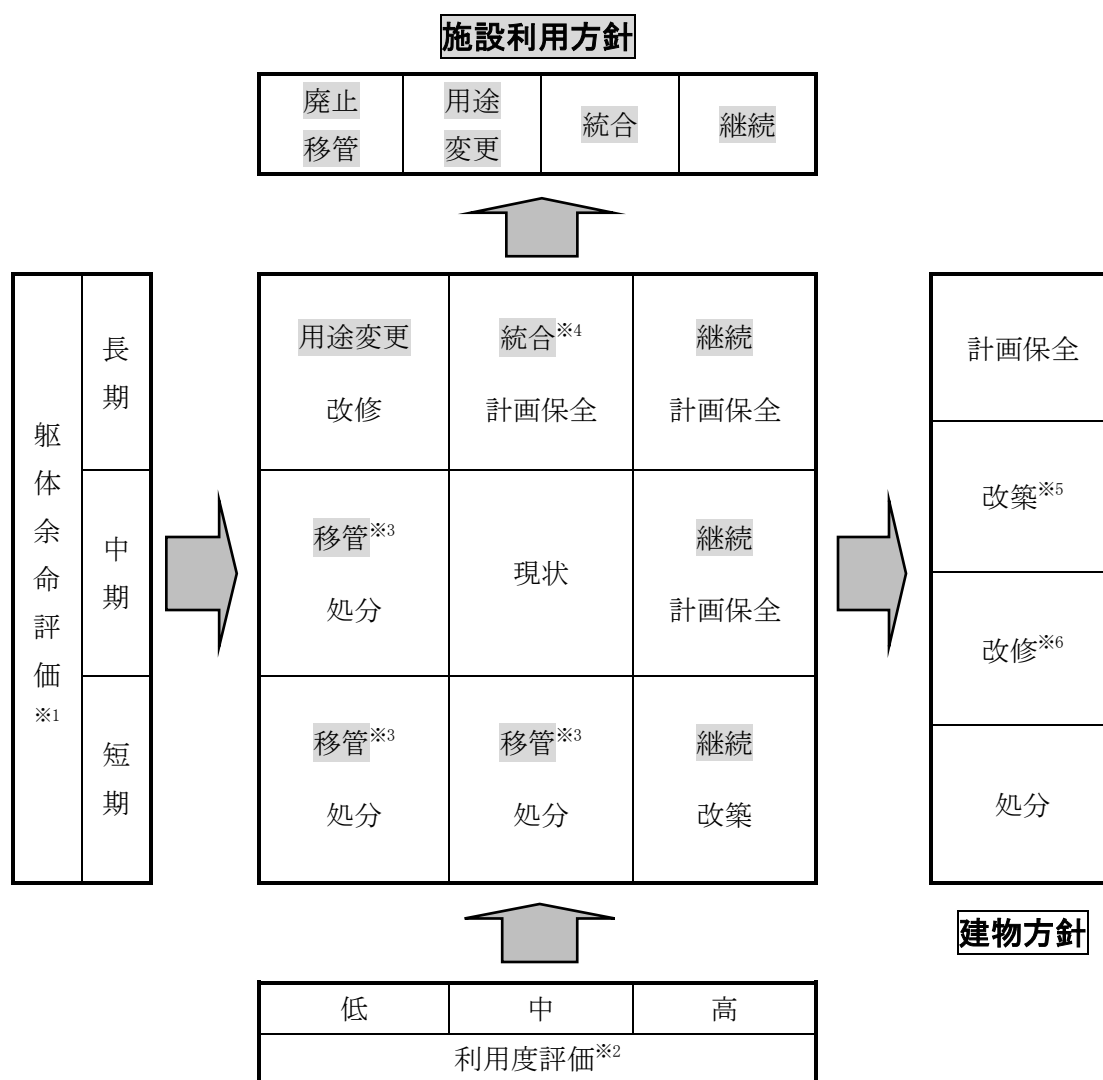
区分無し:他目的・未利用施設			
他目的利 用施設	旧明科法務局	未利用施設	(該当施設無し)
	旧豊科北中校長住宅		
	旧高家駐在所		
	みどりの館		
	旧福祉住宅(柏矢町・柏原)		
	旧三郷小倉診療所		
	旧三田工業団地食堂		
	旧手塚邸(宅老所 いいせ新宅)		
	安曇野警察署堀金駐在所		
	旧豊科生きがいデイサービスセンター		
	旧三郷生きがいデイサービスセンター		
	第二倉庫		

(2) 施設の老朽度と利用度からの検討方針

○今後も継続的に市民サービスの提供を行っていくとした施設であっても、より効果的かつ効率的な施設経営について検討を行い施設の総量縮減に繋げていく。

検討にあたっては、施設の「躯体余命評価」と「施設利用度評価」から「施設利用方針」並びに「建物方針」について、ポートフォリオ【図4】により分類し検証を行う。

【図4】 総量圧縮と施設利用、建物利用の考え方



※ポートフォリオの中央の9マス（3×3）のマス内は、上段が「施設利用方針」を下段が「建物方針」を示す。

※1 躯体余命評価…建物躯体や構成材の安全性、すなわち物理的寿命を言う。

※2 利用度評価…施設の種別に応じ設定する。

※3 移管…業務を他の施設に移して行うこと。

※4 統合…他の業務を引き受けて行うこと。

※5 改築…施設を更新すること。

※6 改修…施設の躯体はそのままにし、修繕等を行うこと。模様替え。

①計画的な保全の推進

【図4】の保有公共施設の総量圧縮検証過程（以下「検証過程」）において、計画的に保全する（持ち続ける）とした施設については、躯体が健全である限り、下記による計画的な長寿命化に努め、財政負担の平準化と軽減を図る。

長期修繕計画	今後50年間程度の期間を設定して、長期修繕計画の策定
不具合の診断・評価	長期修繕計画で予定されている保全項目について、劣化診断を行い、評価をして、5年以内実施すべき保全項目、保全費用の抽出
中期修繕・改修計画 （実施計画への対応）	抽出された保全項目について、実施時期、保全費用、修繕か改修かの選択などを検討し、優先度に従って、中期での予算配分を行う。
単年度修繕・改修計画	中期修繕・改修計画の優先度に従って、単年度の修繕・改修計画を確定し予算配分を行う。
修繕・改修工事の実施	工事を実施し、工事履歴データに加える。

②施設の改築（更新）

【図4】の検証過程により、躯体余命が短く、利用度が高い施設にあつては、改築について検討を行う。改築にあつては、将来の管理運営経費・維持管理経費について明確にし、データ化しながら施設経営に反映させる。

また、改築にあつては、ポートフォリオ【図4】により移管となる業務の統合先として検討を行い、様々な用途に使用できる多機能化、階段・トイレ・事務所等共用部分の集約を図る集約化・複合化により、効率的・効果的な施設経営を行う。

（集約化…同じ用途の施設をまとめる。 複合化…違う用途の施設をまとめる。）

③余裕施設の効率的な運用と余剰施設の処分

【図4】の検証過程により、躯体余命が長く、利用度が低い施設にあつては、利用スペース等に余裕があり他の業務を統合できるか、或いは用途変更により効率的・効果的な施設運営が可能かなどの検証を行い再配置計画に活かしていく。

また、躯体余命が短く、利用度が低い施設については、業務を他の施設に移管するなどの措置を講じながら、それらの施設や土地（余剰施設）を、他の利用目的に活用ができるか検討を行い、その結果他に利用目的がないと判断した余剰施設については、関係団体や民間企業等への貸付、又は売却・譲渡等の処分を行っていく。

④再検討の必要性

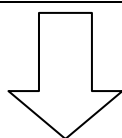
【図4】の検証過程により、中央の「現状」の対象となった施設は、今後の利用度の推移や躯体余命を勘案しながら将来再検討するものとする。

(3) コミュニティ施設、他利用・未利用施設の方針

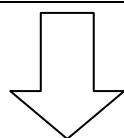
- 地域のコミュニティ施設等利用者が限定される施設については、関係団体等と協議しながら移管していくこととする。
- 建設当時の役割を既に終了した施設については、他の施設への用途変更等有効活用の可能性など再配置の検討を行い、有効活用が図られないと判断した施設については、関連団体や民間企業等への貸付又は売却等の措置を講じるものとする。

※コミュニティ施設等

コミュニティ施設	他目的利用施設	未利用施設
有明会館	旧明科法務局	(該当施設無し)
西穂高会館	旧豊科北中学校校長住宅	
離山会館	旧高家駐在所	
穂高農村景観活用交流施設	みどりの館	
穂高古厩農村集落多目的共同利用施設	旧福祉住宅	
三郷総合営農センター	旧三郷小倉診療所	
南小倉林業研修センター	旧三田工業団地食堂	
小田多井交流センター	旧手塚邸	
踏入地区公民館	安曇野警察署堀金駐在所	
大門公民館	旧豊科生きがいデイサービスセンター	
富田公民館	旧三郷生きがいデイサービスセンター	
柏原千国地区集会所	第二倉庫	
倉田構造改善センター		
原公民館		
萩原地区公民館		
押野集会施設		
旧矢ノ沢分教場 (矢ノ沢公民館)		



関係団体等への移管



用途変更等の検討後、民間企業等への貸付・売却等

